

目次

○ 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十四年消防庁告示第八号）（第一条関係）	1
○ 消防法施行規則第四条の二の六第一項第二号、第三号及び第七号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件（平成十四年消防庁告示第十二号）（第二条関係）	4
○ 消防法施行規則第五十一条の十二第二項の規定において準用する同規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成二十年消防庁告示第十九号）（第三条関係）	6
○ 消防法施行規則第五十一条の十四第三号及び第四号の規定に基づき、防災管理対象物の点検基準に係る事項等を定める件（平成二十年消防庁告示第二十二号）（第四条関係）	9

○ 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十四年消防庁告示第八号）（第一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>別記様式第2 (その1) (略) (その2) (略)</p>	<p>別記様式第2 (その1) (略) (その2) (略)</p>

(その3)

点検項目	点検結果		状況及び措置内容
	判定	不備内容	
出	監督防火管理責任者	<input type="checkbox"/> 通	
	責任(兼任)	<input type="checkbox"/> 否	
	全社についての消防計画作成(変更)	<input type="checkbox"/> 通	

(その3)

点検項目	点検結果		状況及び措置内容
	判定	不備内容	
避難上必要な施設及び防火戸の管理	<input type="checkbox"/> 通		
防火物品の表示	<input type="checkbox"/> 通		
圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出	<input type="checkbox"/> 通		

- 備考
- 1 この月報の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 判定の欄は、適正な場合は「通」の□にチェックを入れ、不備のある場合は「否」の□にチェックを入れる。するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 3 状況及び措置内容の欄には、所管時の点検項目の状況及び具体的な措置を記入すること。
 - 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その3)

点検項目	点検結果		状況及び措置内容
	判定	不備内容	
出	防火	<input type="checkbox"/> 通	
	担	<input type="checkbox"/> 否	
		<input type="checkbox"/> 通	

(その3)

点検項目	点検結果		状況及び措置内容
	判定	不備内容	
避難上必要な施設及び防火戸の管理	<input type="checkbox"/> 通		
防火物品の表示	<input type="checkbox"/> 通		
圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出	<input type="checkbox"/> 通		

- 備考
- 1 この月報の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 判定の欄は、適正な場合は「通」の□にチェックを入れ、不備のある場合は「否」の□にチェックを入れる。するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び具体的な措置を記入すること。
 - 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その4)	(略)	(その4)	(略)
(その5)	(略)	(その5)	(略)

○ 消防法施行規則第四条の二の六第一項第二号、第三号及び第七号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件（平成十四年消防庁告示第十二号）（第二条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二 その管理について権原が分かれている防火対象物において適切に行われていることとされる事項</p> <p>規則第四条の二の六第一項第三号の事項は、<u>規則第四条第一項及び第四条の二第一項</u></p> <p>の届出とする。</p> <p>第三 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る事項</p> <p>規則第四条の二の六第一項第七号の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等が、次に定めるところにより設置されていなければならないものとする。</p> <p>一 二十一年（略）</p> <p>二十二 前各号の規定にかかわらず、<u>消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）第十七条第三項に規定する特殊消防用設備等</u>にあつては、同項に規定する設備等設置維持計画に従つて設置されていること。</p> <p>二十三・二十四（略）</p>	<p>第二 その管理について権原が分かれている防火対象物において適切に行われていることとされる事項</p> <p>規則第四条の二の六第一項第三号の事項は、<u>消防法（昭和二十三年法律第八十六号。以下「法」という。）第八條の二第一項の規定による同項の事項の作成及び同条第二項の規定による当該事項の届出とする。</u></p> <p>第三 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る事項</p> <p>規則第四条の二の六第一項第七号の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等が、次に定めるところにより設置されていなければならないものとする。</p> <p>一 二十一年（略）</p> <p>二十二 前各号の規定にかかわらず、<u>法</u>第十七条第三項に規定する特殊消防用設備等にあつては、同項に規定する設備等設置維持計画に従つて設置されていること。</p> <p>二十三・二十四（略）</p>



○ 消防法施行規則第五十一条の十二第二項の規定において準用する同規則第四条の二の四第三項の規定に基づき、防災管理の点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成二十年消防庁告示第十九号）（第三条関係）（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>別記様式第2 (その1) (略) (その2) (略)</p>	<p>別記様式第2 (その1) (略) (その2) (略)</p>

(その3)

(その3)

点検項目	点検結果		状況及び措置内容
	判定	不備内容	
出 屋 総務防災管理責任者 選任(解任) 全体についての 消防社屋 社屋(変更)	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
	<input type="checkbox"/> 適		
点検項目	判定	不備内容	状況及び措置内容
	<input type="checkbox"/> 適		
避難上必要な施設及び防火戸の管理	<input type="checkbox"/> 否		

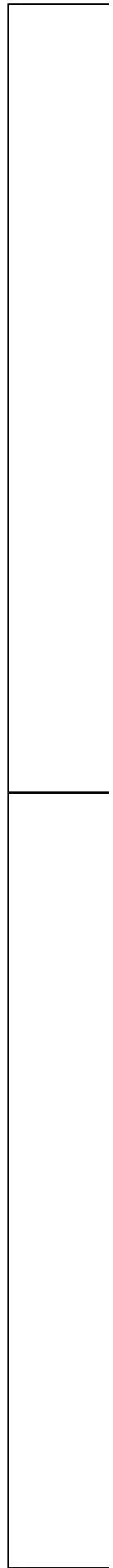
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にシ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にシ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の取組を記入すること。
 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その3)

(その3)

点検項目	点検結果		状況及び措置内容
	判定	不備内容	
共同防火管理協議会 作成 届出	<input type="checkbox"/> 適		
	<input type="checkbox"/> 否		
	<input type="checkbox"/> 適		
点検項目	判定	不備内容	状況及び措置内容
	<input type="checkbox"/> 適		
避難上必要な施設及び防火戸の管理	<input type="checkbox"/> 否		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にシ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にシ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の取組を記入すること。
 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。



○ 消防法施行規則第五十一条の十四第三号及び第四号の規定に基づき、防災管理対象物の点検基準に係る事項等を定める件（平成二十年消防庁告示第二十二号）（第四条関係）
 （傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>第二 その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物において適切に行われていることとされる事項</p> <p>規則第五十一条の十四第四号の事項は、規則第五十一条の十一の二において準用する第四条第一項及び第五十一条の十一の三において準用する第四条の二第一項</p> <p>の届出とする。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>第二 その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物において適切に行われていることとされる事項</p> <p>規則第五十一条の十四第四号の事項は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条第一項において準用する同法第八條の二第一項の規定による同項の事項の作成及び同条第二項の規定による当該事項の届出とする。</p>